

新居浜工業高等専門学校現代 GP 地域連携ものづくり活動推進運営委員会規程

(設置)

第1条 現代的教育ニーズ取組支援プログラム「地域連携プロジェクト型ものづくり活動」(以下「プログラム」という。)を推進するため、新居浜工業高等専門学校に現代 GP 地域連携ものづくり活動推進運営委員会(以下「推進運営委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 推進運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) プログラムの推進に係る基本的方策に関する事項
- (2) プログラムの年度計画に関する事項
- (3) その他プログラムの推進に関する重要な事項

(組織)

第3条 推進運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 新居浜市教育委員会学校教育課指導主幹
- (3) 新居浜市小学校理科教科会顧問
- (4) 新居浜市中学校理科教科会顧問
- (5) 新居浜市中学校技術教科会顧問
- (6) 新居浜市企画部産業遺産活用室長
- (7) 地域ものづくりコーディネーター
- (8) 新居浜まちおこし委員会委員長
- (9) マイントピアを楽しく育てる会副会長
- (10) 新居浜高専技術振興協力会副会長
- (11) ものづくり教育支援センター長
- (12) 高度技術教育研究センター長

2 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

3 欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 推進運営委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、推進運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、高度技術教育研究センター長が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 推進運営委員会が必要と認めたときは、推進運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(実行委員会)

第6条 推進運営委員会は、プログラムの企画調整及び進捗状況の管理を行わせるため、実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会に関し、必要な事項は、推進運営委員会が別に定める。

(その他)

第7条 推進運営委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、推進運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

2 この規程は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

新居浜工業高等専門学校現代 GP 地域連携ものづくり活動評価委員会規程

(設置)

第1条 現代的教育ニーズ取組支援プログラム「地域連携プロジェクト型ものづくり活動」(以下「プログラム」という。)を適切に実行するため、新居浜工業高等専門学校に現代 GP 地域連携ものづくり活動評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 評価委員会は、プログラムの取組に関して、学生に対する教育効果及び地域の活性化への寄与等について評価を行い、その評価結果を次年度の活動計画に反映させる。

(組織)

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人愛媛大学大学院理工学研究科教授
- (2) 新居浜市教育長
- (3) 新居浜商工会議所会頭
- (4) 財団法人東予産業創造センター専務理事

2 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

3 欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、国立大学法人愛媛大学大学院理工学研究科教授をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、新居浜市教育長が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 評価委員会が必要と認めたときは、評価委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(その他)

第6条 評価委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評価委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

2 この規程は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

新居浜工業高等専門学校現代 GP 地域連携ものづくり活動実行委員会要項

(設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校現代 GP 地域連携ものづくり推進運営委員会規程第6条に基づき、新居浜工業高等専門学校現代 GP 地域連携ものづくり活動実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) プログラムの企画・調整に関する事項
- (2) プログラムの進捗状況の管理に関する事項
- (3) その他プログラムの実行に関する重要な事項

(組織)

第3条 実行委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ものづくり教育支援センター長
- (2) 地域ものづくりコーディネーター
- (3) 高度技術教育研究センター長
- (4) 高度技術教育研究センター教育連携担当副センター長
- (5) 総務課長
- (6) 学生課長

(委員長)

第4条 実行委員会に委員長を置き、ものづくり教育支援センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、実行委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故のあるときは、高度技術教育研究センター長が、その職務を代行する。

(専門委員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる専門委員を置く。

- (1) 新居浜市小学校理科教科会会長
 - (2) 新居浜市中学校理科教科会会長
 - (3) 新居浜市中学校技術教科会会長
- 2 専門委員は、実行委員会の要請に基づき意見を述べる。

(任期等)

第6条 第3条及び前条に掲げる委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

- 2 欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第7条 実行委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年10月 1日から施行する。
- 2 この要項は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。